

平成 25 年度  
事業計画

社会福祉法人  
坂城町社会福祉協議会

## 目 次

1	社会福祉協議会の根拠	1
2	坂城町社会福祉協議会の事業推進の目的	〃
3	今年度の方針	2
4	今年度の重点事業	〃
5	今年度の事業	3
	〔1〕 組織の運営と基盤強化	3
	(1) 社協会員の募集	
	(2) 支部活動の推進	
	(3) 広報活動	
	(4) 役職員の研修	
	(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（第三者委員の設置）	
	(6) 施設の運営	
	(7) 理事・評議員会の開催	
	(8) 「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」（社会福祉大会）の開催	
	(9) 住民と社協をつなぐ「地域生活支援コーディネーター」の配置	
	〔2〕 介護保険サービスの実施	5
	〔3〕 障害者総合支援法への取り組み	〃
	〔4〕 福祉人材育成	〃
	〔5〕 地域福祉事業の推進	〃
	(1) 実施したアンケートの分析と考察	
	(2) ファミリーサポートセンターの運営	
	(3) 福祉教育推進事業	
	(4) ボランティア活動の支援、調整、企画、ボランティア育成	
	(5) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防	
	(6) 生きがいデイサービス等介護予防事業	
	(7) 在宅介護者への支援	
	(8) 生活資金にお困りの方へ	
	(9) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ	
	(10) 心配ごと・法律相談所開設	
	(11) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所	
	(12) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤社資のお願い	
	(13) ボランティア等活動への助成	
	(14) 共同募金配分委員会設立に向けた準備	
	(15) 福祉団体の事務	
	(16) 地域支援グループ活動支援	
	(17) 災害時住民支えあいマップ作成支援	
	(18) 障害者希望の旅の実施	
	(19) 福祉ふれあいのつどいの実施	
	(20) 通院等外出の支援（外出支援サービス）	
	(21) ひとり親家庭、準要保護家庭等への援護事業	
	(22) 福祉機器貸し出し	
	(23) 車いすリフト車貸し出し	
	(24) その他	
6	お問い合わせ	14

## 1 社会福祉協議会の根拠

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。社協は、社会福祉法という法律の第 109 条に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている、公的な性格をもつ民間の団体です。

社協は県・市区町村ごとに組織されていて、長野県では県及びそれぞれの市町村ごとに社会福祉協議会が設置されています。

## 2 社会福祉協議会の事業推進の目的

坂城町社会福祉協議会は、昭和 58 年 11 月に社会福祉法人として設立認可されました。みなさんが住み慣れた地域で幸せに生活できるよう、地域のみなさんと共に様々な社会福祉活動に取り組んでいる民間の福祉団体です。

地域のみなさんが抱えている様々な生活上の課題（ニーズ）を、住民のみなさんをはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、福祉・保健・医療・教育などに関係する方々・団体や行政とともに考え、話し合い、協力しながら解決を図り、「福祉のまちづくり」を進めることを目的としています。

社協の運営は、原則として、地域住民のみなさん、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特徴としています。民間組織としての「自主性」、広く住民のみなさんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という、二つの側面を合わせ持っています。

### 3 今年度の方針

#### 【目 標】 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくり

東日本大震災・長野県北部地震から二年が経過し、被災から復興までの道のりは、いまだ先行きが見通せず、長期にわたる支援が必要とされています。私たちの坂城町においても、そのような万が一の場面に備え、防災に対する取り組みと日頃からの支え合う体制づくりの視点から体制の整備、特に災害弱者の避難体制の整備が急務となっており、その対応が急がれます。

少子高齢化の進行や核家族化が加速するとともに、ライフスタイルも大きく変化し、また、住民の福祉ニーズや価値観が多様化してきています。家族関係や、住民相互のつながりの希薄化も進み、貧困、高齢者や児童に対する虐待、孤立死に関するニュースが後を絶ちません。これには法や制度等だけでは十分に対応しきれないために、このような問題を生む原因でもありますが、法の改正によって回避することは容易なことではありません。地域社会の“絆”によって、一人暮らし・老老世帯の高齢者等を見守るネットワークづくりが今まさに求められています。

介護保険は、開始から13年が経過し、定期的な制度の見直しが行われています。社協では介護職員一人ひとりが利用者の立場に立った目線から、質の高い介護技術と、利用者寄り添った細やかなサービスの提供を心掛け、利用者が安心して地域で暮らせるように、今後も展開して参ります。

25年度は、より地域に根ざした切れ目のないサービスを目指して、介護保険サービスとの連携をいっそう図りながら地域福祉の推進に努めてまいります。その対象は、ご利用者をはじめ、ご家族、ご近所、地域を範囲とし、老若男女全ての町民です。また、協働体制をより分かりやすく、身近な相談窓口とするため“地域生活支援コーディネーター”を新たに配置し、福祉ニーズや課題に早急に取り組み、地域との連携強化する体制を整えて参ります。

今後も“地域密着”を柱として、町行政・関係機関・諸団体等との連携を図り、民生委員、ボランティア、そして地域の人々の協力を得ながら、誰もが住みなれた地域で自分らしく、そして安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指します。



(2) 支部活動の推進

- ①支部組織の育成・援助
- ②支部組織への活動費の助成

(3) 広報活動

- ①社協だより 年間6回発行（偶数月発行）
- ②ホームページへの情報随時掲載
- ③各種事業、イベントのポスターやチラシの作成、掲示

(4) 職員の研修

- ①職員を対象とした内部研修会の実施
- ②県社協その他団体の主催する専門研修への参加

(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（第三者委員の設置）

社会福祉協議会のサービス全般において、その苦情やご意見が気軽に相談いただけるよう、第三者の立場から第三者委員を委嘱し、より透明度の高い事業所体制に取り組んでいます。

(6) 施設の運営

- ①老人福祉センター夢の湯（指定管理）
- ②在宅介護支援センター（ 〃 ）
- ③地域活動支援センター（ 〃 ）
- ④地域密着福祉拠点「ぼだい桜の杜」の運営

地域密着型老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護）を施設の中核とし、地域の集まりごとをはじめ、高齢者・障がい者・ボランティア及び子育て世帯の広範な人々が利用できる福祉拠点としての運営を行っています。

(7) 理事・評議員会の開催

- ①平成25年4月5日（金）（理事会のみ）
- ②平成25年5月27日（月）
- ③平成26年3月下旬開催予定
- ④その他必要に応じて開催

(8) 「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」（社会福祉大会）の開催

多年にわたり地域福祉の推進にご尽力、貢献された方及び積極的に社会福祉事業の実施に協力援助された方に対し、社会福祉協議会長表彰又は感謝状をお贈りしています。

⑨ (9) 地域と社協をつなぐ「地域生活支援コーディネーター」の配置

地域の中で抱えている福祉ニーズや課題等の相談窓口として、地域福祉係に新たに配置し、より地域との連携強化を図ります。

## [2] 介護保険サービスの実施

指定サービス事業者として、質の高い介護サービスの提供をするとともに、広く地域の福祉問題にも目を向け、地域住民と共に支えあえる地域づくりの構築に努めます。

### ①居宅介護支援

介護度、ニーズに応じて様々な事業者とともにサービス計画を作成します。

### ②訪問介護

利用者の特性、生活状況を鑑み、計画に沿って生活支援を実施します。

### ③訪問入浴介護

ご自宅で快適に暮らせるよう、浴槽付き車両がご自宅まで伺い、お部屋で入浴できるサービスを実施します。

### ④通所介護

ぼだい桜の杜デイサービスで、家庭の中にいるような温もりを感じながら一日過ごせるようサービスを実施します。

## [3] 障害者総合支援法への取り組み

障がいがあっても、住み慣れたご自宅、地域で暮らせるよう、ニーズに応じた生活の支援を実施します。

①訪問介護 障がいをお持ちの方の在宅における日常生活の支援

②重度訪問介護 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がいのある方への日常生活の支援

## [4] 福祉人材育成

福祉人材の育成と人材発掘を図り、更なる地域福祉の向上と増進を目指します。

①ホームヘルパー養成研修（潜在有資格者対象）

②介護教室の出張開催（個人・団体・地区対象）

## [5] 地域福祉事業の推進

地域福祉事業は、社会福祉協議会の行う事業の根幹を担う事業の一つです。多様化する生活課題に応じた福祉サービスを展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指して活動しています。

### (1) 実施したアンケートの分析と考察

平成 24 年度は中之条地区を対象にアンケート調査を実施しました。平成 25 年度は調査した結果を分析し、従来の事業の継続及び見直しを図りつつ、安心・安全で暮らしていける町づくりを目指します。

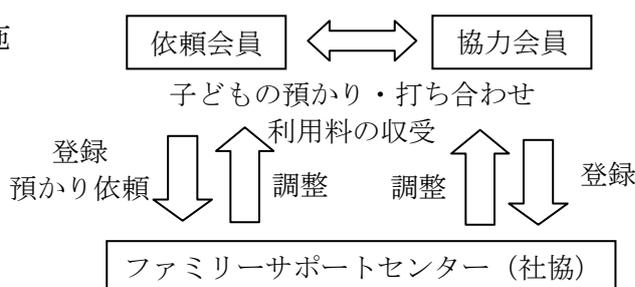
## (2) ファミリーサポートセンターの運営（子どものいるご家庭向け）

子育てと仕事の両立を図るため、また保護者の子育てによる心身の負担を和らげるため、「子どもを預かってほしい方」（依頼会員）と「子育てを手伝いたい方」（協力会員）の相互援助の仕組みをつくり、活動の調整や支援をはじめ、会員の資質向上のための研修を行っています。

- ①依頼会員からの活動依頼の調整
- ②病児・病後児（※）預かりの実施
- ③イベント託児の実施
- ④協力会員の研修および定例会
- ⑤登録等に関するご相談（随時）

※風邪などの自宅で療養できる程の病気にかかり、医療機関から第三者に預けてもよいとする許可を得た児童。

### ファミリーサポートセンターの仕組み



## (3) 福祉教育推進事業（学校向け）

福祉教育推進事業は小中高校生徒を対象にしたもので、高齢者の気持ちを体験する擬似体験などの福祉用具や地域資源の利用、団体・地域に住む方との交流を通じて、自分と他人の心を見つめなおす過程を踏み、福祉の心を育てるための、学校と共同で行うプログラムです。平成25年度も学校、地域と連携を図りながら推進します。

- ①福祉器具体験のための物品等貸し出し
- ②講師の派遣、調整、相談、器具取り扱い説明、福祉教育講義活動

## (4) ボランティア活動の支援、調整、企画、ボランティア育成

地域の福祉力を向上させるためには、住民一人ひとりがボランティア精神にのっとった行動が必要不可欠です。社会福祉協議会では、ボランティア人材育成として、またはボランティア活動を始められるきっかけづくりとして、これまでも各種養成講座、ボランティア講座を開講し、その種まき活動を続けて参りました。平成25年度も同様にボランティア活動につながる講座を開講し、地域福祉の推進に努めます。

- ①ボランティアスクールの開講
- ②子育てサポーター養成講座の開講
- ③要約筆記奉仕者講座の開講
- ④認知症サポーター養成講座の開催
- ⑤福祉ふれあいのつどい開催
- ⑥傾聴ボランティア訪問に関する相談
- ⑦ボランティア交流研究集会への参加
- ⑧ボランティア団体、個人ボランティアへの活動支援(※)、相談、調整



認知症サポーター養成講座

※ボランティア活動保険（災害ボランティア保険）、ボランティア行事用保険の窓口事務を含む

(5) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防

高齢社会の今、一人暮らし高齢者世帯も他の市町村に並んで坂城町でも増加傾向にあります。社会参加活動のひとつとして人とふれあう機会を提供するとともに、住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、生活や健康について、自宅訪問や相談支援等を行っています。

- ①一人暮らし高齢者招待会
- ②軽度生活支援（週に1回程度、ホームヘルパーが家事の支援を行います）
- ③家庭への訪問指導（ご自宅へ保健師・看護師が訪問し、生活状況等を聞き取り、必要な支援を行います。介護保険サービス利用者は対象外です。）
- ④あんしん電話事業の受託

(6) 生きがいデイサービス等介護予防事業

町内にお住まいのおおむね65歳以上の方を対象に、健康体操や様々なレクリエーションを通じ健康維持のすすめ、お茶飲みや昼食時の会話等コミュニケーションの増進、さらには買い物や料理教室など、日常生活に必要な行動の訓練を行っています。平成25年度も創意工夫と笑顔あふれる楽しい一日を過ごせる事業をすすめて参ります。

- ①生きがいデイサービス（ミニデイサービス）  
開催場所：ふれあいセンター（毎週月・金曜日）  
                  老人福祉センター（毎週火・木曜日）  
対象者：町内にお住まいのおおむね65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方、身体介護・認知症介護を必要としない方
- ②日常生活基本動作訓練事業  
開催日：毎月第3水曜日  
開催場所：老人福祉センター夢の湯 他  
対象者：前項①と同じで、開催場所までご自身で来られる方  
活動内容：買い物、料理教室、花植え、学習会 ほか



生きがいデイ 秋のバスハイク（黒姫）



生きがいデイ クリスマス会

### (7) 在宅介護者への支援

ご家族の介護を自宅で行っている方を対象に、日常の介護や生活においての不安や心配を軽減するために相談会を実施しています。心身のリフレッシュとして、健康体操や小旅行等を行っています。また知識を補うため、介護についての勉強会も取り入れています。

- ①ふれあい相談会（6月、2月）
- ②リフレッシュ旅行（8月）
- ③介護者教室

### (8) 生活資金にお困りの方へ

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付（低利又は無利子）と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を目的としています。本会はその窓口として相談に応じ、貸付元である長野県社会福祉協議会と相談者世帯の橋渡しを行っています。

ささえあい資金貸付事業は、一時的に切迫した経済状況により生活費が困窮している場合、または緊急を要すると認められた場合に、貸付を行う本会独自の貸付制度です。

- ①生活福祉資金貸付
- ②ささえあい資金貸付（坂城町社会福祉協議会単独事業）

### (9) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ

高齢者や障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用をはじめ、年金や公共料金の手続き、金銭管理などに関わる相談や支援をする事業です。また、身体的な不自由のため金銭管理等に困っている方のために、本会独自のサービスとしてその代行を行う事業を実施しています。いずれの事業も、ご本人との契約をもとに実施します。

- ①日常生活自立支援事業（日常的な金銭管理、利用料金支払い、通帳等書類預かり）  
対象者：認知症、知的障害、精神障害があるため判断能力が十分でなく、日常での福祉サービスの利用や金銭管理がうまくできない方
- ②日常的な金銭代行サービス事業（払戻、預入等代行）

対象者：坂城町にお住まいの、おおむね65歳以上の方または20歳以上の身体障害者で、日常的な金銭管理に不自由を感じている方

※ご本人の意思が確認できることと契約内容を理解していただけることが条件となります  
※①、②においてご本人との契約が困難な場合は、関係機関と連携をとりつつ、成年後見制度等の相談、情報提供を行います。

## (10) 心配ごと・法律相談所開設

毎月2回、役場を会場として、心配ごと・法律相談を実施しています。法律にかかわるご相談は弁護士または司法書士に、誰かに悩みを打ち明けたいなどのご相談は、心配ごと相談員にご相談いただけるよう、計画しています。

また、介護にかかわるご相談につきましては、毎月5日に社会福祉協議会において、昼間お仕事で相談できない方のために夜間介護相談を実施しています。

### ①心配ごと・法律相談所開設

会 場：役場3階

日 時：毎月10日と20日（土日・祝祭日と重なる日は翌月曜日か翌日）  
午前9時～午前11時30分

※詳細はチラシを作成し全戸配布予定

※相談を希望される場合は、事前に社協へ電話で予約をしていただく必要があります

### ②心配ごと相談員研修会（平成26年2月実施予定）

### ③夜間介護相談

会 場：社会福祉協議会

日 時：毎月5日（土日・祝祭日と重なる日はその前日）午後8時まで

## (11) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所

結婚に向けて活動する方のために結婚相談所を設け、良きご縁への一助となるよう結婚相談事業を行っています。5名の結婚専門相談コーディネーター（結婚相談員）を委嘱し、一人ひとりにあわせたサポートをしています。なお、お見合いに限らず、出逢いのためのきっかけをつくるため、千曲市社会福祉協議会結婚相談所と共同で婚活パーティーも企画しています。平成25年度も千曲市結婚相談所と連携を図りながら実施してまいります。

### ①ヤングヒューマンネットワーク事業

#### ○結婚相談日の開設

場所：文化センター2階相談室 午前9時～正午0時

平成25年5月11日（土）	9月7日（土）	平成26年2月1日（土）
7月6日（土）	11月2日（土）	

○独身男女の結婚相談、支援（登録制）

○相談員研修会の開催

○結婚相談員相互による情報交換会（年4回）

### ②愛のキューピット事業

○季節の出逢いパーティー

○登録者向け講座



安曇野バスツアーの様子

## (12) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤社資のお願い

社会福祉協議会の地域福祉事業のいくつかは、町民皆様からご協力いただく赤い羽根共同募金によって成り立っています。募金の趣旨をご理解いただいたうえでご協力をいただけるよう、準備をすすめてまいります。

また、日本赤十字社の活動資金として『社資』のご協力もお願いしています。国内における災害救援、医療活動、国際的な人道支援活動につかわれます。

①日赤社資募集 : 5月1日～5月31日

②赤い羽根共同募金運動 : 10月1日～12月31日



赤十字・赤新月 赤い羽根共同募金

東日本大震災義援金のお願い  
被災された方に対して、1日も早い復旧・復興に向けて、多くの方からの支援を呼びかけています。

## (13) ボランティア等活動への助成

町内で活動するボランティアグループ、福祉団体、学校が、地域に根ざした活動を継続的に行えるよう支援することを目的に、その事業に対する助成を行っています。助成金の原資は赤い羽根共同募金です。

- ①ボランティアグループへの助成
- ②団体への福祉活動助成
- ③福祉協力校への助成（小中高5校）

## (14) 共同募金配分委員会設立に向けた準備

町民の皆様からいただいた赤い羽根共同募金をより公平に配分するため、共同募金配分委員会（仮名）を設け、その委員会のもとで社会福祉協議会の活動費、ボランティアグループ等への助成などを審議できるよう委員会設置の準備を進めます。透明性をより高め、そしてより身近な募金運動として活動できるよう努めます。

## (15) 福祉団体の事務

社会福祉協議会は、町内の様々な福祉団体の窓口業務（問い合わせ、郵便物仕分け、通知発送、連絡調整などの基本的な業務）を担っています。また社協と団体の共同で実施する事業もあることから、連携を図りながら執行しています。

- ①坂城町老人クラブ連合会
- ②坂城町身体障害者福祉協会
- ③坂城町手をつなぐ親の会
- ④坂城町遺族会
- ⑤坂城町傷痍軍人会
- ⑥坂城町赤十字奉仕団

#### (16) 地域支援グループ活動支援

地域支援グループは、高齢者や子ども、障害の有無に関係なく、誰もが地域の一員として参加できる任意の団体です。地区の中には様々な団体や活動があると思われませんが、参加したくてもできない方、家に閉じこもりがちな方など社会参加が難しい方に対しても、社会参加を促し、地域に住む人どうしが支えあうグループ活動です。

内容は月に1度あるいは隔月に1度、数百円の会費を持ち寄り、お茶のみや手芸、健康体操、子どもとのふれあいなどを計画して、主に公民館といったみんなが集まれる場所で実施されています。社会福祉協議会は、この活動に対する支援や立ち上げのお手伝いをさせていただいています。

- ①立ち上げ支援（講師派遣、立ち上げ費用助成、消耗品等）
- ②遊具等貸し出し
- ③グループリーダー研修会（年に1回）

#### (17) 災害時住民支えあいマップ作成支援

災害時住民支えあいマップとは、「災害弱者（障害者や高齢者、外国人等情報の入手や自力での避難が困難な方）」と呼ばれる方を把握し、その避難活動や安否確認を地図を使って迅速に行うため、地域住民の皆さんが中心となって作成するものです。社協ではこのマップを作成するにあたっての支援として、作成するにあたっての情報提供や、作成から更新に至るフローチャートを提供するなど、作成する皆さんの一助となるよう活動しています。

- ①支えあいマップ説明会の実施
- ②地図の貸与（有償）
- ③その他作成に係る相談の実施

#### (18) 障害者希望の旅の実施

障がいがあり、外出が困難で家族だけではなかなか旅行に出かけられない方のため、また、各協会における会員相互の親睦や連絡調整等の福祉の増進を図ることを目的に、各種福祉団体と共同で日帰りバス旅行を実施しています。

- ①障害者希望の旅（坂城町身体障害者福祉協会と実施）
- ②ふれあいバスハイク（坂城町手をつなぐ親の会と実施）

### (19) 福祉ふれあいのつどいの実施

このイベントは、多くのコーナーを楽しみながらあらゆる年代の人たちとの交流を通じて、坂城町の福祉やボランティア活動を知ってもらうためにを行っています。各種団体、ボランティアの皆さんが実行委員となり、社協職員も一丸となって臨む、大きな活動です。平成25年度も実りあるつどいのできるよう努めます。

平成24年度福祉ふれあいのつどいの一場面



ふれあいのつどい開会式(村上小鼓笛隊)



ふれあい広場 (キッズ広場)

### (20) 通院等外出の支援 (外出支援サービス)

自宅等から医療福祉機関への送迎を目的とした、運転手付きの有償移送サービスです。車の乗り降りも運転手がお手伝いします。

対象者：①介護保険の「要介護者」の方で  
寝たきりの方または車いす利用の方  
②「身体障害者」の方で寝たきりの方  
または車いす利用の方

移送範囲：町内、旧上田市、千曲市、長野市  
南部の一部



車いすに乗ったまま乗車できます

### (21) ひとり親家庭、準要保護家庭等への援護事業

ひとり親家庭や準要保護家庭へ、激励金をお渡ししたり、お子さんが中学校を卒業するときに図書カードを配布したりなど援護事業を行っています。

- ①歳末激励金の交付 (年末期：準要保護家庭へ)
- ②中学校卒業児童への図書カード配布 (年度末：ひとり親家庭へ)
- ③火災見舞い
- ④日赤奉仕団炊き出し援護 (広域的災害)
- ⑤災害時における相互支援 (県内における県内社協災害時相互応援協定による)

## (22) 福祉機器貸し出し

一時的に身体の不自由が生じたとき、または介護保険の利用申請をしてから介護認定を受けるまでの間などに利用できるよう、様々な福祉用具を無料で貸し出しを行っています。

- ①車いす
- ②歩行器
- ③ポータブルトイレ
- ④介護用ベッド（手動リクライニング）
- ⑤簡易式スロープ

※貸出期間は最長1カ月です

※ベッドの貸し出しの時のみ、マットレスのクリーニング代として3,000円をいただきます

## (23) 車いすリフト車貸し出し（軽自動車）

本会では、車いすに乗ったまま病院等へ外出ができる軽乗用車型リフト車（福祉ふれあいのつどい号）の貸し出しをしています。ご家族等による運転でお出かけいただけます。



車いすに乗ったまま乗車できます

## (24) その他

- ①福祉バス貸し出し
- ②町指定ごみ袋斡旋、販売（地域活動支援センター）
- ③その他本会の目的に沿った活動

## 6 お問い合わせ

坂城町社会福祉協議会へのお問い合わせは次のとおりです。

社会福祉法人  
坂城町社会福祉協議会 代表

電話／有線	82-2551
FAX	82-8005
Email	ssakaki@janis.or.jp
HP	<a href="http://www.ssakaki.com/">http://www.ssakaki.com/</a>

在宅介護支援センター  
(ケアステーションさかき)

電話／有線	82-0333
-------	---------

介護保険事業所

・居宅介護支援事業所

電話／有線	82-2551
-------	---------

・訪問介護事業所

電話	82-2852
----	---------

・訪問入浴介護事業所

有線	88-1110
----	---------

・ぼだい桜の杜

電話／FAX	82-1992
--------	---------

地域活動支援センター

電話／有線	82-4000
／FAX	

老人福祉センター夢の湯

電話	82-2551
有線	88-1151